

平成22年7月26日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年7月16日から平成22年7月22日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(10/07/26)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年7月16日～7月22日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	4	0	0	4
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	2	0	0	0	0	2
雇用均等・児童家庭局	0	70	0	0	0	70
社会・援護局	2	0	0	0	0	2
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	12	0	0	0	12
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	4	82	4	0	0	90

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	8
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	82

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	総務課総務係(内線2517)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	0件	4件	0件	0件	4件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	産科医・小児科医・麻酔科医をはじめとする深刻な医師、看護師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや地域の実情に応じた柔軟な医師派遣体制の構築等を着実に推進するとともに、十分な財政措置を講じること。また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
2	医療提供体制の強化及び不足する勤務医師及び医療従事者の確保の推進に特段の配慮をされたい。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
3	地方においては、医師不足が深刻化しているため、医師養成数を1.5倍にする等医師確保対策を強力に推進するとともに、地域医療を担う医師の養成と地域への定着をはかるための方策を講ずること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
4	平成22年度診療報酬改定では「救急、産科、小児、外科等の医療の再建」及び「病院勤務医の負担軽減」を重点課題として措置されたが、診療報酬とともに医師・看護師等医療を担う人材確保については、施策の一層の充実を図ること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

平成22年7月16日～7月22日受付分

部局(課室)名	職業能力開発局
照会先	総務課 総務課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (直通 03-3502-6783)

国民の皆様の声把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	0件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の内訳(大分類)	件数
政策・制度立案への提言	2件
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
法令遵守違反に関するもの	0件
その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	雇用・能力開発機構の地域職業訓練センター及びコンピューター・カレッジについては、廃止の方針が示されているところだが、地域における存続要望も強いことから、同センター等の機能が今後とも維持できるよう、国として責任をもって対応いただきたい。 (都道府県からの要望)		<p>地域職業訓練センター及びコンピューター・カレッジについては、スリム化を図るため、雇用・能力開発機構の業務としては廃止しますが、できる限り地方自治体の皆様方に円滑に譲渡を行うことができるよう、その条件の検討を進めてまいりました。</p> <p>この結果、建物の時価及び解体費用について鑑定評価等を行い、建物の時価から解体費用を差し引いた額で譲渡することとし、解体費用が時価を上回る場合には無償で譲渡することとしました。</p>
2	雇用・能力開発機構のポリテクセンター等の移管については、平成20年12月24日の閣議決定の趣旨を尊重し、移管を希望する都道府県に対しては、新たな財政負担を求めることなく、施設及び財源のすべてを委譲されたい。 (都道府県からの要望)		<p>1 ポリテクセンター等については、平成20年の閣議決定を踏まえ、雇用のセーフティネットを維持する観点から国の責任で運営するとともに、希望する都道府県には受け入れやすい条件を整備した上でその機能維持を前提に移管することとしています。</p> <p>2 そのため、ポリテクセンター等の施設や設備等のハードとともに、訓練指導員や訓練ノウハウといったソフトについても一体となって移管されることが適切です。併せて、移管される施設の職員の雇用に配慮することも必要です。</p> <p>3 こうした考え方を踏まえ、職員の引受割合に応じて、時価からの減額譲渡や運営経費の2年度間の高率補助を行うこととしました。都道府県としては、財政負担の軽減や、施設運営に必要な指導員、ノウハウ等の円滑な継承が可能となることから、都道府県が施設を受け入れやすい条件が一定程度整備されたものと考えています。</p> <p>4 なお、この移管条件については、他省庁と必要な調整を行うとともに、ユーザーである労使を含む労働政策審議会においてご議論いただき、都道府県への移管条件を含む法律案要綱を同審議会に諮問し、答申を得ているところです。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	70件	0件	0件	0件	70件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	70件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定 書類等の照会。		事実や制度を説明
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 増井 英紀(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	0件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	制度疲労を起こしている生活保護制度を時代に即したものとするため、抜本的な改革に取り組むこと。		<p>厳しい経済、雇用情勢等から生活保護受給者が急増する状況において、生活保護制度については、雇用施策との連携による就労促進の強化等の自立支援、貧困の連鎖を防止するための子どもに対する学習支援等の取組みが重要であり、また、失業で住居を失った方等が直ちに生活保護に至らないための支援として、住宅手当をはじめ第2のセーフティネット施策を引き続き拡充していくことが重要。</p> <p>このように、生活保護制度は、失業等により生活保護を受給する状態に至ったとしても、就労促進等を通じて自立できるトランポリニックな施策としての役割がさらに期待できるよう、支援体制の一層の充実に取り組んでまいりたい。</p>
2	ホームレスの自立支援施策を着実に推進できるよう補助対象事業の拡充等必要な財政措置を講ずること。		<p>ホームレス対策事業については、平成21年度第1次補正予算で国庫補助率を10/10に引き上げ、第2次補正予算で「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」に計上し、各自治体の予算執行における運用面に配慮しているところ。対象事業の拡充については、交付金の弾力的な活用が図られるよう今後検討。</p>
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	藤原朋子(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	12件	0件	0件	0件	12件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	12件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	介護老人保健施設の人員基準欠如の減算は、具体的にどこに規定されているのかとの御照会をいただきました。		厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第十二号のロ及びハに規定されている旨説明しました。
2	介護老人保健施設の短期入所療養介護の利用者が、そのまま当該施設に入所した場合の施設入所日についての報酬の算定方法についてお聞きしたい。		施設入所に切り替えた日については、介護老人保健施設サービス費は算定するが、短期入所療養介護費は算定しない旨説明しました。
3	介護予防通所介護を受ける者が、同一市町村内の引っ越しにより、複数の事業者からサービスを受けることになった場合、介護報酬はどのように算定するのかとの御照会をいただきました。		それぞれの事業所で、月額の設定額報酬を日割りにして算定する旨説明しました
4	介護療養型医療施設における特定診療費の理学療法()と理学療法()を同日に算定することは可能かとの御照会をいただきました。		算定可能である旨説明しました。
5	通所リハビリテーションにおける送迎の方法については、基準が設けられているのかとの御照会をいただきました。		基準を設定していない旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。